

福島県施工体制事前提出方式試行要領

(制定平成 20 年 1 月 10 日総務部長依命通達 令和 3 年 3 月 31 日最終改正)

(趣旨及び定義)

第 1 条 この要領は、県が発注する工事において、不良不適格業者の参入を阻止し、公共工事における品質と安全、良質な労働条件を確保することを目的とし、すべての入札参加者に工事費内訳書及び工事の施工体制等を提出させ、その内容を調査・確認する福島県施工体制事前提出方式（以下「施工体制事前提出方式」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において、「工事執行権者」とは、対象工事の監督業務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

3 この要領において、「入札執行権者」とは、対象工事の入札事務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

4 この要領において、「入札書等」とは、入札書、見積内訳書をいう。

(対象工事)

第 2 条 対象工事は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち総合評価方式による条件付一般競争入札の中から抽出するものとする。

(施工体制事前提出方式の調査内容)

第 3 条 施工体制事前提出方式は、落札候補者決定時における施工体制等事前調査及び契約締結後における施工体制確認調査により行うものとする。

(施工体制等事前調査)

第 4 条 工事執行権者は、工事毎に工種、数量等の必要事項を記載した工事費内訳書（様式 1 号）を入札執行権者に提出するものとする。また、工事執行権者は、施工体制等事前調査における調査について詳細に行うための基準額（以下「調査基準価格」という。）を定め、入札執行権者に通知するものとする。

2 前項における調査基準価格は、低入札価格調査事務処理要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6429 号総務部長依命通達。以下「低入札調査要領」という。）第 3 条第 1 項に規定する調査基準価格とし、低入札調査要領別記 1 の算定式により算定する。

3 工事執行権者は、第 1 項規定に併せて、施工体制事前調査失格基準判定シート（以下「判定シート」という。）を作成し、入札執行権者に提出するものとする。

4 入札執行権者は、第 1 項により提出された工事費内訳書（様式 1 号）を入札公告に併せて公告するものとする。

5 入札参加希望者は、入札書等の提出の際に、別記の留意事項を踏まえ工事費内訳書（様式 1 号）及び下請工種内訳書（様式 2 号）に必要な数量、金額、下請業者名等を記載し、公告等で示す方法により提出しなければならない。ただし、工事の一部を下請契約する予定がない場合、様式 2 号の提出は要しない。

6 入札執行権者は、落札候補者決定後、落札候補者から提出された工事費内訳書（様式 1 号）について、判定シートを使用し、施工体制事前調査失格基準（以下「失格基準」という。）①、②及び③に基づき適否の判定を行うものとする。

ただし、落札候補者の入札金額が第 1 項で定めた調査基準価格を下回った場合には、失格基準①、②及び④に基づき適否の判定を行うものとする。

なお、適否の判定を行う際、専門的な知識又は判断を必要とする場合は、入札執行権者は、工事執行権者に対し技術的な支援を求めることができるものとする。

7 入札執行権者は、落札候補者の中に前項の判定の結果が否と判定された者があった場合は、その者を失格とし、順次繰り下げ落札候補者の選定及び判定を行い、落札候補者を決定するものとする。

8 入札執行権者は、決定された落札候補者のうち評価値が最も高い入札者の入札金額が調査基準価格を下回る場合は、失格基準⑤に該当するかどうかの確認を行い、該当する場合は、直接工事費等低価格理由書（様式4号）を作成し、その内容について工事執行権者に通知するものとする。

該当しない場合は、第6条による調査の結果が適とされた場合と同様の手続を行うものとする。

9 入札執行権者は、条件付一般競争入札実施要領第19条により落札候補者に対する通知を行う際に、直接工事費等低価格理由書（様式4号）を配布し、必要事項を記載した上で提出させるものとする。

（調査の実施）

第5条 入札執行権者は、前条第9項により提出を求めた直接工事費等低価格理由書（様式4号）が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

2 工事執行権者は、必要に応じて落札候補者から聴き取り調査を行い、失格基準⑤に基づき適否の判定を行うものとし、その結果を直接工事費等低価格調査票（様式5号）にまとめ入札執行権者に通知するものとする。

（調査の結果が適とされた場合）

第6条 入札執行権者は、第5条の調査の結果、適とされた場合で、福島県総合評価方式実施要領第4条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札候補者を落札者とするに関して、同実施要領第4条の規定に基づく学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。

（調査の結果が否とされた場合）

第7条 入札執行権者は、第5条の調査の結果、否とされた場合は、次順位の落札候補者について福島県総合評価方式実施要領第4条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。この場合において、次順位の落札候補者が調査基準価格を下回る場合には、第4条第8項以降と同様の手続を行うものとする。

2 工事執行権者は、前項の規定に基づき落札者の決定をしたときは、速やかに、入札結果（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達。以下「公表要領」という。）3(3)アの規定に基づく書類）に直接工事費等低価格調査票（様式5号）を添えて予算主管課長を經由して入札監理課長に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは主務課長に報告し、主務課長が予算主管課長を經由して入札監理課長に報告するものとする。

（施工体制確認調査）

第8条 落札者は、契約締結後、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10の規定により施工体制台帳の写しを提出する際、併せて下請契約書の写しを提出しなければならない

い。なお、下請契約が未契約の場合は、想定される下請金額を記載した施工体制台帳の写しを提出するものとし、その後下請契約の締結がなされた場合に速やかに提出するものとする。

- 2 落札者は、第1項の規定により提出された施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しの内容が、工事費内訳書（様式1号）の記載内容と変更が生じた場合は、その変更内容を記載した工事費内訳変更書（様式1-1号）を提出しなければならない。なお、以下の各号に示す重要な変更が生じた場合は、下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）及び変更内容を記載した下請工種内訳変更書（様式2-1号）を併せて提出しなければならない。
 - 一 工事費内訳書（様式1号）に記載されていない新たな下請負人と契約する場合
 - 二 工事費内訳書（様式1号）に記載されている各下請負人の金額を下回る場合
 - 三 下請工種内訳書（様式2号）の工事内容に変更・追加が生じた場合
- 3 工事執行権者は、第1項及び前項の規定により提出された施工体制台帳の写し、下請契約書の写し、工事費内訳変更書（様式1-1号）、下請工種内訳変更書（様式2-1号）及び下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）について、施工体制確認調査基準（以下「調査基準」という。）に基づき照査を行い、調査基準を満たさない場合には、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。
- 4 落札者は、第1項若しくは第2項の規定により提出された書面の内容に変更が生じた場合又は新たな下請負契約を締結しようとする場合は、その都度、その内容について第3項の規定に基づき工事執行権者に提出しなければならない。
- 5 工事執行権者は、福島県元請・下請適正化指導要綱第11の規定により提出された下請負報告書について、調査基準に基づき照査を行うものとする。
- 6 工事執行権者は、第3項の指示に従わない場合または前項の照査の結果、調査基準を満たさない場合には、落札業者について入札参加資格制限又は工事成績評点の減点の対象とすることができる。

（入札参加者への周知）

第9条 入札執行権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該対象工事の入札公告、入札説明書又は契約の方法及び入札の条件において、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 施工体制事前提出方式の適用工事であること。
- (2) 施工体制事前提出方式における失格基準及び調査内容に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (4) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取等に協力すべきこと。
- (7) 調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則17号）第228条及び福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日総務部長依命通達。以下「工事請負契約約款」という。）第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の100分の10以上から100分の30以上に引き上げること。
- (8) 調査基準価格を下回って落札した場合は、工事請負契約約款第34条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額に引き下

げること。

(9) 調査基準価格を下回って落札した場合は、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置することを義務づけること。なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めないこと。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めないこと。）

(10) 調査基準価格を下回って落札した者が共同企業体（経常又は特定）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ適用すること。

(11) 第 7 号から前号までの規定により変更となった契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。

（入札の執行）

第 10 条 入札執行権者は、開札したとき直ちに入札書を確認し、調査基準価格を下回った入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行権者は、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて、入札を終了するものとする。

（落札候補者となれなかった者に対する理由の説明）

第 11 条 落札者となれなかった者は、入札執行権者に対し、福島県総合評価方式試行要領第 1 4 条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

（工事請負等契約書における特約条項について）

第 12 条 工事執行権者は、調査基準価格を下回り落札者となった者と工事請負契約を締結する際には、以下に示す内容を特約条項とし契約に付すものとする。

(1) この工事における契約保証金は、工事請負契約約款第 4 条第 2 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

この場合において、工事請負契約約款第 4 条第 2 項及び第 4 項中の「10 分の 1」とあるのは、「10 分の 3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(2) この工事における前払金については、工事請負契約約款第 34 条第 1 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。

この場合において、工事請負契約約款第 34 条第 1 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と読み替え、同条第 6 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 7 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 8 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(3) この工事においては、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置する。なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

(4) 受注者が共同企業体（特定又は経常）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ

適用する。

(低価格入札者の公表)

第13条 工事執行権者は、調査基準価格を下回った入札を行った者について、公表要領による契約締結後に行う公表において、総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領様式第4号）により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月10日以降に起工する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降に起工する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に起工する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日以降に入札公告する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日以降に起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。